

上地区公共交通協議会規約

(平成 22 年 8 月 24 日施行)

(平成 23 年 7 月 21 日改正)

(平成 30 年 6 月 5 日改正)

(令和元年 6 月 6 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この規約は、上地区住民の公共交通を確保するため、上地区公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について調査及び検討を行い、その結果に基づき行政機関や交通事業者等と協力して具体的な対策を実施することを目的とする。

- (1) 生活交通の確保対策に関する事項
- (2) 地域住民の意見集約及び情報等の周知に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる団体等から選出された委員をもって組織する。

- (1) 上地区自治会連合会
- (2) 上地区長寿会
- (3) 上地区民生委員児童委員協議会
- (4) 上地区婦人会
- (5) 上地区防犯交通対策委員会
- (6) 上小学校、上小学校 P T A 及び西中学校 P T A
- (7) その他自治会から推薦を受けた者

2 前項に定める委員のほか、会長は、次の役職者等にオブザーバーとして協議会の会議に出席を求めることができる。

- (1) 上地区選出市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他会長が必要があると認める役職者等

3 委員の任期は、1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。なお、会議を欠席する委員は、会議の議事を会長に委任することについて、委任状を会長に提出するものとする。

3 協議会の会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(経費)

第6条 協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、会長宅に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月6日から施行する。